

明日香村新庁舎建設事業 設計・施工者選定プロポーザル参加資格審査申請書提出要領

1 提出書類

- (1) A 4判フラットファイル(金属金具不可)に ~ の順に綴じてください。ファイルの色の指定はありません。
- (2)表紙と背表紙にタイトル「明日香村新庁舎建設事業設計・施工者選定プロポーザル参加資格審査申請書」と商号又は名称を記載してください。
- (3)提出書類、及び については、様式の内容を満たしていれば任意様式でも可とします。
- (4)注意点は次のとおりです。
- ・ 不足書類があった場合は受理しません。
 - ・ 虚偽の記載をしたときは参加資格を得られない場合があります。
 - ・ 参加資格審査申請書の「1 登録を受けている事業」については、建築士事務所が必須となります。この事業を支店等に委任する場合は、委任先が委任先都道府県に事務所登録されていなければ本申請はできません。

番号	提出書類	様式	摘要
	明日香村新庁舎建設事業設計・施工者選定プロポーザル参加資格審査申請書	様式 A	2-1 参照
	明日香村新庁舎建設事業設計・施工者選定プロポーザル参加資格審査調書	様式 B	2-2 参照
	営業に関し法律上必要とする登録又は、許可の証明		2-3 参照
	営業所一覧表	様式 C	2-4 参照
	技術者経歴書	様式 D	2-5 参照
	登記事項証明書(謄本) 写し可		2-6 参照
	財務諸表		2-7 参照
	納税証明書 写し可		2-8 参照
	印鑑証明書		2-9 参照
	委任状	様式 E	2-10 参照
	使用印鑑届	様式 F	2-11 参照
	暴力団排除条例に関する誓約書(元請負人用)	様式 G	2-12 参照

2 申請書及び提出書類の記入要領等

(1)明日香村新庁舎建設事業設計・施工者選定プロポーザル参加資格審査申請書【様式 A】

- ・ 申請月日は、申請する月日を記入してください。
- ・ 申請書の代表者印は実印とします。
- ・ 登録を受けている事業欄は、本件の場合「建築士事務所」が必須です。
- ・ 申請書記載担当者欄は申請書等の内容を熟知している方を記入してください。

(2)明日香村新庁舎建設事業設計・施工者選定プロポーザル参加資格審査調書【様式 B】

- ・ 「1. 契約権限等の委任を受けている営業所」の欄は、該当する営業所がある場合のみ記入してください。
- ・ 明日香村と常時契約する委任先がある場合は、本店以外の営業所とします。

(3)営業に関し法律上必要とする登録又は、許可の証明

- ・ 審査基準日において6カ月以内の次の書類を提出してください。
建築コンサルタント（建築士事務所）
主たる営業所の建築士事務所登録証明書（写）及び、
委任がある場合は委任先の都道府県の建築士事務所登録証明書（写）
土木関係建設コンサルタント
直近の現況報告書の国土交通省確認印のあるもの（写）
（表紙だけでなく全て。ただし財務諸表部分を除く。）

(4)営業所一覧表【様式 C】

- ・ 「名称」の欄には、主たる営業所、その他すべての営業所を記入してください。申請後に委任先の営業所を変更する場合、この営業所一覧表に記入されている営業所のみ変更することを認めます。明日香村と常時契約する委任先がある場合は、その営業所を蛍光ペン等で塗りつぶしてください。
- ・ 本様式の内容を全て満たしていれば任意様式でも可とします。

(5)技術者経歴書【様式 D】

- ・ この様式は、申請する測量・建設コンサルタント等の営業の種類別に作成してください。また、本店又は支店若しくは常時契約を締結する営業所ごとにまとめて記載し、営業所ごとの最初の「氏名」の欄には、括弧書きで当該営業所名を記載してください。
- ・ 法令による免許等の欄には、業務に関し法律又は、命令による免許又は、技術若しくは技能の認定を受けたものを記載してください。
- ・ 「業務経歴」の欄には、最近のものから記載し、純粹に測量・建設コンサルタント等業務に従事した種類及び地位を記載してください。
- ・ 本様式の内容を全て満たしていれば任意様式でも可とします。

(6)登記事項証明書（写し可）

- ・ 審査基準日において3カ月以内発行のものを提出してください。

(7)財務諸表

- ・ 直前の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表(写)を提出してください。

(8)納税証明書(写し可)

《納税証明書の提出種別》

ア 明日香村長が発行する平成30年度の納税証明書

原則として、平成30年度(平成31年3月15日以降発行)のもので、発行日において申告(納付)期限が到来しているものについて未納(未申告)がない証明書を提出してください。

イ 税務署で発行する納税証明書「その3の3」(法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明)

審査基準日において3カ月以内に発行されたものを提出してください。

《納税証明の提出種別》

主たる営業所が村内の場合：上記アとイ

主たる営業所が村外の場合：上記イのみ

主たる営業所が村外で委任先が村内の場合：上記アとイ

主たる営業所が村外で委任先が村外の場合：上記イのみ

(明日香村長の発行する納税証明書発行について)

村民課窓口へ申請する場合には、代表者印のある委任状又は承諾書が必要です。また、窓口に来られた方の本人確認を行っておりますので、身分を証明するものを準備してください。なお、納税証明、印鑑証明申請書及び承諾書の様式は明日香村ホームページよりダウンロードできます。

(9)印鑑証明書

- ・ 審査基準日において3カ月以内に発行された法務局が発行する代表者の印鑑証明書の原本を提出してください。

(10)委任状【様式E】

- ・ 本様式の委任事項はすべて委任してください。
- ・ 代表者印は実印とします。

(11)使用印鑑届 【様式F】

- ・ 実印を使用しない場合のみ提出してください。
- ・ 代表者印は実印とします。
- ・ 本様式の内容を全て満たしていれば任意様式でも可とします。

(12)暴力団排除条例に関する誓約書(元請負人用)【様式G】

- ・ 代表者印は実印とします。

3 申請書及び様式の記載事項の審査基準日

令和2年2月25日(ただし、決算に関する事項については、審査基準日の直前に決算の確定した日)とします。

4 証明書等の写しについて

証明書等の写しによる場合は、写真機、複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大であり、かつ、鮮明であるものに限ります。

5 参加できる事業の範囲

この申請によって受理された場合に参加できる事業は、明日香村新庁舎建設事業設計・施工者選定プロポーザルのみに限ります。

明日香村新庁舎建設事業設計・施工者選定プロポーザル参加資格審査申請書

令和 年 月 日

明日香村長あて

申請者 郵便番号 〒 -
住所
(ふりがな)
商号又は名称
(ふりがな)
代表者職・氏名
電話番号
FAX 番号
E-mail

明日香村で行う新庁舎建設事業に係る設計施工者選定公募型プロポーザルに参加する資格の審査を申請します。

なお、提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

1 登録を受けている事業

登録事業名	登録番号	登録年月日
建築士事務所		年 月 日
建設コンサルタント		年 月 日

2 申請書記載担当者 所属
氏名
電話番号
FAX 番号
E-mail

様式 B

明日香村新庁舎建設事業設計・施工者選定プロポーザル参加資格審査調書

商号又は名称
代表者職・氏名

1. 契約権限等の委任を受けている営業所

主たる営業所とは別に明日香村と常時契約する委任先がある場合は、委任先の所在地、受任者等を記載してください。

委任先郵便番号			
委任先住所			
委任先名称			
受任者肩書		受任者氏名	
委任先電話番号		委任先 Fax 番号	
E - m a i l			

2. 資本金 _____ 千円

3. 営業年数 _____ 年

4. 登録を受けている業種の直前2年間の年間平均実績高

	直前2年の実績高 (単位: 千円)		直前2年の平均実績高 (単位: 千円)
	前々の営業年度	直前の営業年度	
建築関係建設コンサルタント業務			
土木関係建設コンサルタント業務			
合計			

委任状

令和 年 月 日

明日香村長 あて

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者

私は、 を代理人と定め、

明日香村を相手方とする一切の契約について下記の権限をすべて委任します。

記

- 1 業務委託契約の入札及び見積の件
- 2 業務委託契約の締結の件
- 3 業務委託契約代金の請求及び領収の件
- 4 復代理人選任の件
- 5 その他業務委託契約履行に関する一切の件
- 6 委任期間：明日香村新庁舎建設事業に伴う契約期間と同じ

様式 F

使用印鑑届

令和 年 月 日

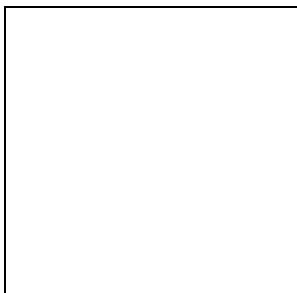
明日香村長 あて

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記の印鑑は、入札見積りに参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいので届けます。

記

使用印



暴力団排除に関する誓約書

私 当社 は、

- 1 下記のいずれにも該当しません。将来においても該当することのないことを誓約します。
- 2 下記に該当する者であることを知りながら下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請等契約」という。）を締結することはありません。
- 3 下請等契約の相手方が下記に該当する者であることが判明した場合は、当該契約を解除します。
- 4 下請等契約を締結する場合は、当該契約の相手方から誓約書を徴し、明日香村に提出します。
- 5 下記の該当の有無を確認するために、明日香村から役員名簿等の提出を求められたときは速やかに提出します。また、当該役員名簿等が奈良県明日香警察署に提供されることについて同意します。
- 6 暴力団の不当な要求には応じません。また、不当な要求を受けたときは、ただちに警察署へ通報するとともに、明日香村に報告します。
- 7 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、明日香村暴力団排除条例（以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であること。

暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていること。

役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

明日香村長 あて

年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印